

## 公の施設【基本情報】

施設名	西川だいろの家
所管部・課	西蒲区役所建設課
所在地	新潟市西蒲区松崎73番地
根拠法令	都市公園法, 都市公園法施行令
設置条例	新潟市都市公園条例, 新潟市都市公園条例施行規則
施設概要	一部3階建て 有料和室(紫陽花 17畳) 有料和室(山茶花 17畳) 無料和室(代官の間 16畳)

施設 の 設置 目的
市民の憩いと潤いのある生活に寄与すること, 公園利用者の休憩施設として設置しました。
管理・運営に関する基本理念, 方針等
<p>(1)新潟市都市公園条例等(以下「条例」という。)に基づき, 市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。</p> <p>(2)公の施設管理運営の責務を認識して, 管理運営を行うとともに住民サービスの向上や平等利用を確保すること。</p> <p>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。</p> <p>(4)利用者に対し, 安全で快適な環境を提供すること。</p> <p>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき, 個人情報の保護を徹底するとともに, 業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。</p> <p>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。</p> <p>(7)法令を遵守し, 施設の管理運営を適切に行うこと。</p>